

暮らしの相談

※☎は事前に予約が必要です。☎は電話による相談も可能です

相談	開催日	開催時間	相談会場	問合せ・予約先								
市民相談☎ 市政に関する要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～14時30分 (受付14時まで)	市役所 2階市民相談室	広報統計課 ☎☎9121								
行政書士による無料相談 交通事故(後遺症)、相続・遺言、離婚、成年後見に関する相談	9月17日(水) 9月5日(金)・12日(金)・26日(金)	13時～16時 13時～17時	市役所 4階402会議室 市民活動センター 2階	広報統計課 ☎☎9121								
無料法律相談☎ 弁護士による相談	9月9日(火) 9月10日(水)・16日(火)・24日(水)	13時～16時	大野支所32会議室 市役所 4階402会議室	広報統計課 ☎☎9121 ☎☎0001 (内線1492) 受付開始 9月2日(火) 8時30分から電話で								
行政相談 国や特殊法人に関する意見・相談	9月17日(水) 9月25日(木)	13時30分～16時 (受付15時30分まで)	大野支所32会議室 市役所 4階402会議室	大野支所地域づくりグループ ☎☎2005 広報統計課 ☎☎9121								
年金労働相談 社会保険労務士による相談	9月9日(火)	13時～16時	市役所 4階402会議室	広報統計課 ☎☎9121								
税理士無料税務相談☎ 所得税、相続税、贈与税など	9月3日(水)	13時～16時	市役所 2階市民相談室	課税課 ☎☎9113								
就業支援相談☎	第2・第4水曜日 (祝・休日を除く)	12時30分～16時30分	市役所 2階市民相談室	商工労政課 ☎☎9140								
心配ごと相談☎ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなどの相談	火・金曜日 (祝・休日を除く)	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局(あいプラザ内) ☎☎0783・☎☎1616								
	水曜日 (祝・休日を除く)	13時～16時	佐伯社会福祉センター	同佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) ☎☎0868・☎☎1005								
	9月3日(水)・10日(水)・17日(水)	13時～16時	吉和福祉センター(すこやかプラザ)	同吉和事務所(吉和福祉センター内) ☎☎2883・☎☎2514								
	木曜日 (祝・休日を除く)	13時～16時	大野福祉保健センター	同大野事務所(大野福祉保健センター内) ☎☎3294・☎☎3275								
	9月1日(月)・8日(月)・22日(月)	13時～16時	宮島福祉センター	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎☎42785・☎☎42661								
認知症介護相談☎	9月9日(火)	13時30分～15時	あいプラザ	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎☎42785・☎☎42661								
認知症介護相談☎	9月30日(火)	13時～16時	大野福祉保健センター	※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています								
司法書士法律相談☎	9月10日(水)	13時～16時	あいプラザ	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎☎42785・☎☎42661								
障がいに関する総合相談☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	障がい福祉相談センター(あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」☎☎0224・☎☎0225								
教育相談☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	廿日市市子ども相談室☎☎8061・☎☎8062									
こどもいじめ110番☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	☎☎(0120)080110(通話料無料) ※開催時間外は留守番電話の対応になります									
高齢者の総合相談☎ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日(祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	地域包括支援センターはつかいち ☎☎9158・☎☎1999 地域包括支援センターさいき ☎☎2828・☎☎0415 地域包括支援センターおおの ☎☎0251・☎☎1307	佐伯さつき会よしわせせらぎ ☎☎2377・☎☎2379 いもせ倶楽会宮島ふれあい ☎☎40250・☎☎40881								
家庭児童相談☎ 要保護児童・虐待など	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	市役所 1階児童課	児童課 ☎☎9153 児童相談所全国共通ダイヤル ☎☎0570(064)000								
子育てに関する相談☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	廿日市市子育て支援センター(あいプラザ内)	廿日市市子育て支援センター ☎☎1612・☎☎1613								
	土・日曜日、祝・休日	10時～12時、13時～17時										
	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～15時	大野子育て支援センター(深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎☎50356								
電話育児相談☎ 市内各保育園で実施	月～金曜日(祝・休日を除く) 13時～17時											
	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス
	佐方	☎0858	☎5603	宮園	☎6126	☎3205	友和	☎0834	☎0672	いもせ	☎2051	☎2009
	廿日市	☎0112	☎1638	串戸	☎0970	☎5706	津田	☎0952	☎0939	梅原	☎1559	☎1558
	平良	☎1165	☎7521	地御前	☎0273	☎3262	吉和	☎2470	☎2460	丸石	☎2073	☎2010
	原	☎6135	☎1616	阿品台東	☎0618	☎6111	深江	☎0328	☎0356	鳴川	0827☎5571	0827☎5898
宮内	☎0671	☎1636	阿品台西	☎0351	☎4031	池田	☎2026	☎2018				

施設の催し情報

木材利用センター ☎☎2393

申し込み、問い合わせは、木材利用センターまで電話で。いずれも開催場所は木材利用センターです。汚れても良い服装で来てください。

教室名	とき	参加費	定員	教室名	とき	参加費	定員
すいすい木工教室「初心者向け木工を楽しもう」	9月24日(水) 10時～13時	1,700円	6人	ハザイでつくろう	10月4日(土) 10時～12時	300円	15人
ミニけん玉 いす型ラック	9月27日(土) 10時～12時	1,200円	10人	ハロウィンシリーズ「おぼけ小物入れをつくろう」	10月11日(土) 10時～12時	1,000円	10人
すいすい木工教室「初心者向け木工を楽しもう」	10月1日(水) 10時～13時	1,700円	6人	すいすい木工教室「初心者向け木工を楽しもう」	10月15日(水) 10時～13時	1,700円	6人

リサイクルプラザ (エコセンターはつかいち内) ☎☎0266

とき ① 9時30分～12時 ② 13時30分～16時

※参加費は各100円(ランプ作り、草木染めは別途費用が必要)
※定員は各10人。参加申し込みは、各講座の受付開始日から電話で

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始
草木染め	9月9日(火) ②	エプロン、ゴム手袋、布、薬品代	9月2日(火)から
古い布から草履づくり	9月11日(木) ①・②	はさみ、洋裁道具、物差し、鉛筆	9月4日(木)から
和服からリフォーム～作務衣・ベスト作り～	9月24日(水)②	ほどこいてアイロンをかけた古い和服、洋裁道具、はさみ	9月17日(水)から
サンドブラスト～花瓶・ランプ作り～	9月25日(木) ①・②	お気に入りの瓶など	9月18日(木)から
チラシを使って帽子スタンド	10月1日(水) ②	チラシ15枚(55cm×39cm)、スティックのり、はさみ、7号棒針1本、ナイロン手袋、タオル	9月24日(水)から

BOAT RACE 宮島

9月 宮島競艇施行組合 ☎☎1122

S	M	T	W	T	F	S
	①	②	③	④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
	29	30				

●: レース開催日 ○: 場外発売

9月のおはなし会

	ところ	とき	対象
小さい子のためのおはなし会	はつかいち市民図書館	5日(金)・19日(金) 11時～	乳幼児
おはなし会	はつかいち市民図書館	13日(土)・27日(土) 11時～	幼児・小学校低学年
	大野図書館	27日(土) 14時～	
	さいき図書館	13日(土) 10時30分～	
ストーリーテリング	はつかいち市民図書館	20日(土) 11時～	幼児～大人

図書館

図書館名	開館時間	9月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎☎0333	月～金 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	25日(木)
大野図書館 ☎☎1120 さいき図書館 ☎☎1011	10時～18時	1日(月)、8日(月)、16日(火)、22日(月)、25日(木)、29日(月)

消費生活

消費生活相談 ☎☎1841

とき 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～12時、13時～16時
ところ 廿日市市消費生活センター(市役所6階 商工労政課内)

相談内容

友人から「千円で脱毛エステを体験できる」と誘われ店に行き、体験後に全身脱毛コースを勧められた。「家に帰って考えた」と話したが「今日中に申し込めばキャンペーン価格でお得」などと言われ、断り切れずに契約した。脱毛効果が高めるためとクリームも勧められ、合計で42万円になった。当日2万円だけ現金で支払い、残りは36回払いのクレジットにした。クレジット契約書の年取欄に150万円と記入したら「それでは審査を通らない。300万円と書いて」と指示された。クーリング・オフしたい。

アドバイス

相談者には、クーリング・オフ通知の書き方と郵送方法についてアドバイスしました。後日、クリームを返品し、支払った2万円は返金されたと連絡がありました。友人・知人に誘われたり、フリーペーパーのクーポンなどを利用して、体験エステを受け、高額なコースや化粧品などを勧誘され契約してしまったが、必要ない、支払いが厳しいなどの理由で、解約したいという相談が寄せられています。契約金額が5万円を、また契約期間が1カ月を超えるエステの契約は、契約書面を受け取ってから8日間以内はクーリング・オフできます。また、契約期間内であれば、一定の解約料を支払って中途解約できます。ただし、契約期間が終わってもサービスが残っていることや、契約期間を過ぎて支払いが続くことがあっても、契約期間を過ぎて中途解約できません。必要ないと思った時は、早めに廿日市消費生活センターへ相談してください。

(広島県環境県民局消費生活課発行「暮らしのフレッシュ便」平成26年7月号より)

F M ラはつかい放送 周波数は76.1MHz

●土曜日 9時30分～9時45分

●金曜日 13時～13時15分

災害時や災害が発生する恐れがある場合など、市からの防災情報を放送します。

問 広報統計課 ☎☎9121